

役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄興会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、当法人の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員は無報酬とする。ただし、この法人の職員が理事を兼務する場合については、職員としての給与を支給する。

(費用)

第4条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員がその職務の執行に要する旅費等を別に定める旅費規程に準じて支給することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

細 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。